

水道使用開栓・閉栓のオンライン申請を開始します！



令和5年1月よりオンラインによる申請の受付を開始します。

専用フォームにアクセスいただくと、24時間いつでも水道の開栓・閉栓の申請が可能です。

なお、使用者変更の手続きについては、確認事項や注意事項が多いため、オンライン申請による受付は行っておりません。窓口でのお手続きをお願いいたします。

<今後の手続き方法>

○窓口による受付

○オンライン申請による受付

開栓：水道を使用される日の2営業日までに申請

閉栓：水道の使用を止める日の前日までに申請

※水道の開栓・閉栓の作業は、これまで通り平日のみとなり土日祝日には行いません。

※当日や翌日の開栓希望につきましては、窓口での申請をお願いします。



オンライン申請

<ホームページ>

山都町ホームページ >> くらし・環境 >> 住まい・環境 >> 水道 >>

水道使用開栓・閉栓のオンライン申請について

<専用フォーム URL >

<https://logoform.jp/form/Fpx6/136028>

問合せ 環境水道課 ☎ 72-4002

2023年度保育所等新規入所申込みについて



2023年度の認可保育所などの新規利用申込について、一斉受付の期間を設けて対応しています。山都町への転入前のお子様についても受付が可能です。

また、申込書提出の際には、世帯員全員の個人番号を記載していただくとともに、保護者氏名欄に記入している方の身分証明書と個人番号がわかる書類を持参してください。

詳しくは、町ホームページに掲載しております「2023年度支給認定申請・保育所等利用申込ガイド」及び「マイナンバーのお知らせ」をご覧ください。

なお、一斉受付期間終了後も、随時入所申込は受け付けますが、期間中に申請された方から優先的に入所の調整を行います。

◎受付期間 令和5年1月10日から1月27日（土・日、祝日は除く）

午前8時30分から午後5時まで

◎受付場所 山都町役場 福祉課、各支所 住民福祉係

◎提出書類 ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用（継続利用）申込書

②承諾（誓約）書

③食物アレルギー調査票

④保育の必要性を証明する書類（就労証明書、家庭状況証明書）

※申込書類については、役場福祉課、各支所住民福祉係に取りに来られるか、町ホームページからダウンロードしてください。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229



確定申告等相談会のご案内



令和4年分の確定申告等の申告相談会を町及び税務署において以下のとおり開催します。

申告は、適正な課税や行政サービスを受けるために必要な手続きです。申告相談に向け早めの準備をお願いします。

また、確定申告される際は、新型コロナウイルス感染防止対策として、できるだけ申告書はスマートフォン、タブレット、ご自宅のパソコンから国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーを利用して作成され、e-Taxを用いたデータ送信又は郵送等による提出をお願いします。



(国税庁確定申告書作成コーナー)

【町が開設する申告相談会場】 ※e-Tax等を用いない方

まず、全戸に配布しております「令和5年度（令和4年分）町県民税・国民健康保険税の申告相談について」にて地区割の日程及び必要書類等をご確認ください。

地区割で指定した地区以外の方の申告相談は、待ち時間が長くなることを見込まれます。お住いの地区の日程にてご来場ください。

【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 熊本城ホール（熊本市中央区桜町3-40）

〈開設期間〉 2月16日から3月15日まで（土日祝日を除く。）

ただし、2月19日及び2月26日に限り日曜日も開設します。

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

〈事前作成会〉 2月6日から2月15日まで（土日祝日を除く。）

令和4年分の申告に限っては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています（受付時間・開設場所は同じ）。

※ 2月6日から3月15日までの期間は、熊本東税務署には申告相談会場を設けていませんのでご注意ください。

≪新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします≫

税務署が開設する申告相談会場では、感染症の感染拡大防止の観点から、以下のお願いをしています。

○申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配布しますが、LINEでのオンライン事前発行も行います。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

○咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場をご遠慮いただいています。

○来場者の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆様についても、入場前の検温の実施、手指のアルコール消毒、マスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。



問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128

熊本東税務署（電話 096-369-5566）※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（1月16日から3月15日まで）